

令和6年度 県立三浦初声高等学校聴講生(農業と環境)の募集に関する要項

1 趣旨

令和6年度、地域や社会に開かれた高校づくり“柔軟な学びのシステム”の実現の観点から、高校の一部科目履修を希望する社会人の方を聴講生として募集いたします。

2 聴講の方法

教育課程に位置づけられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。

授業で実施する実験や実習、レポート提出等については原則として生徒と同様です。

3 申し込み・問い合わせ先

神奈川県立三浦初声高等学校和田キャンパス
〒238-0114 神奈川県三浦市初声町和田 3023-1
TEL 046-888-1036

4 募集に関する事項

(1) 募集期間 令和6年3月1日(金)～3月22日(金)

[ただし、土・日曜日、休日を除く。また学校業務の関係で対応できない日時があります。]

募集課程	教科	科目	授業日時	募集人数	聴講期間
全日制	農業	農業と環境	毎週金曜日 3, 4限	10名	令和6年4月12日(金) ～令和7年3月

※ 3限：11:00～11:50 4限：12:00～12:50

[学校行事等の都合で、授業が休講になったり授業時間に変更になったりする場合があります。その場合は事前にお伝えしますので、ご理解とご協力をお願いします。]

(2) 科目の内容等

(ア) 科目内容

- ・作物の栽培知識と技術の習得
- ・里山林の整備と活用
- ・身近な自然の観察

(イ) 受講にあたっての前提条件

- ・1年間継続して受講できる。
- ・農作業等の実習を行うことができる。

(ウ) 目標

- ・農業を学ぶ高校という特性をいかし、農業が自然に働きかけることにより食物を生産するということを学ぶ。
- ・校内の身近な自然にふれることにより、自然の仕組みや自然との共生を自ら学んでいく。
- ・将来の地球環境について考えることのできる力を養う。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に居住又は勤務する方で、中学校卒業相当年齢以上で、かつ、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在籍していない方とします。

(2) 応募方法

「聴講申込書」用紙に必要事項を記載し、三浦初声高校に提出してください。

提出にあたり、事前に聴講の趣旨や科目内容について理解していただくため、担当者から説明をします。必ず聴講を希望される方ご自身が持参してください。

- ・提出場所：三浦初声高等学校和田キャンパス事務室
- ・提出時間：前記4に示した募集期間の午前9時～午後4時

※1 書類提出にあたり、次の物をご持参下さい。

①県内に在住し又は勤務していること及び生年月日を証明する書類

県内在住が証明できる書類：(例)自動車運転免許証、健康保険証、住民票等

県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記してある社員証等

②聴講生決定結果を通知するための63円切手を貼り付けたハガキ

自宅の住所、氏名を記載してください。

③印鑑

※2 来校にあたっては、予め電話でご連絡ください。

6 聴講者の決定

(1) 方法

希望者が募集人員を上回った場合には、公開抽選で決定します。

(2) 日時

令和6年3月25日(月) 15:00～

(3) 公開抽選の会場

三浦初声高等学校和田キャンパス 農業基礎室

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講生決定の連絡

3月25日(月)以降、希望者全員に対してハガキにより結果を連絡します。

(2) 聴講許可書の交付及び聴講にかかる費用の徴収

4月8日(月)15:30から農業基礎室にて、聴講許可書を交付するとともに、聴講にかかる費用を徴収いたしますのでご出席ください。あわせて、聴講にあたっての説明を行います。(当日出席できない方は、事前にご連絡のうえ、4月10日(水)までに、事務室にお越しください。)

(3) すでに納付した聴講にかかる費用は、特別の理由がある場合のほかは返金いたしません。御了承ください。

【聴講にかかる費用】

ア 聴講料 (県の条例により、募集する課程ごとに定められた金額です。)

1 単位あたり 全日制4,800円 となっていますので、

2 単位 × 4,800円 = 9,600円 となります。

イ テキスト代等

3,000円 (種、苗代等)

8 修了

(1) 認定方法

出席状況や生徒と同様に実施する実験や実習、レポート提出等の取組状況を含めた聴講の成果について、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について修了を認定します。

(2) 修了証書の発行

当該高校での聴講を修了したと認めた方に対して、「聴講修了証書」を交付いたします。

また、聴講(修了)証明書の交付を請求される場合は、「県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例」(昭和30年神奈川県条例第12号)に基づき、手数料(1通400円)を徴収します。

9 聴講許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、聴講の許可を取り消させていただくことがあります。なお、この場合における聴講料の返金はいたしません。

- (1) 学則及びその他の例規に違反したとき。
- (2) 高等学校における教育活動の秩序を乱したとき。
- (3) 高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 虚偽又は不正な行為により聴講の許可を受けたとき。
- (5) 聴講料を納付しないとき。
- (6) その他校長が必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 敷地内禁煙です。
- (2) 校内ではネームプレートを着用してください。
- (3) 受講中、お車での来校は制限があります。

(第2号様式)

令和6年 月 日

県立三浦初声高等学校長 殿

聴講申込書

私は、令和6年度、貴校の教育課程における下記の科目の聴講を申し込みます。

課程	教科名	科目名
全日制	農業	農業と環境

課程は、全日制、定時制、通信制の別を記入のこと。

住 所 _____

フリ ガナ
氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

(未成年者にあつては、保護者の同意が必要)
上記、聴講に同意します。

保護者氏名 _____ 印